

【令和7年度第3回津島市人権施策推進審議会 概要】

令和8年1月28日（水）午後2時から午後3時

津島市役所4階大会議室

出席者

委員

水谷瀧男委員、黒田剛司委員、小澤功子委員、千賀浩司委員、加藤栄一委員、
宇藤久子委員、竹本都美子委員、三輪宮子委員、木村智衆委員

事務局

水谷市民生活部長、松岡人権推進課長、八木統括主任、山口主査

欠席者

松本久美委員、柴原圭一委員、村松まさ子委員、飯田浩平委員

1 会長挨拶

2 議題

(1) 人権教育推進事業について

○質疑応答

A委員：

津島高校附属中学校で実施されたスマホ教室が掲載されていない。人権推進課と一緒に実施していたと思うが、報告書に記載が無くても良いのか。

→事務局：

当該内容は市の人権教育推進事業ではなく、法務局の人権擁護委員主体の取組。人権擁護委員としての事業と市の事業との切り離しの中で整理している。市の事業として行った講座について、今回報告書としている。

→黒田会長：

一緒にしても良いかもしれないが、人権推進課の事業と人権擁護委員の事業は、色々な事業のところでも別々になっている。人権擁護委員の事業は年度末に一冊にまとめて出している。

→A委員：

人権擁護委員の活動内容は委員の方々には知っておいていただきたいし、人権教室の参加者アンケートを取っていただきたい。

→黒田会長：

人権擁護委員の事業についても、これからはなるべくアンケートを取るようになっていく。4月の総会で、令和7年度の人権擁護委員事業の冊子ができるため、審議会で人権擁護委員の前年度分の実績を委員の皆さんに配っても良いか。

→事務局：

人権擁護委員事業として取り組まれたものを周知することは可能。

黒田会長：

人権講座の「社会での教育」について、3ページの②、③、④として「こどもとインターネットの人権」ということで、各小学校のPTAの方に講座を開かれているが、アンケートを見ると

良い結果になっているものの、やはりPTAは人数を集めるのは難しいか。参加された方はほとんど役員の方か。

→事務局：

役員の方だけではなく全体に声をかけていただく学校もある。講座を役員会等と同日にさせていただき等配慮はしていただいているが、当日お仕事等があって参加できない人もいます。

前年度、PTAの方から出ていただいていた審議会委員もおっしゃっていたが、人権以外の講座でも、来ていただくのは難しいのではということだった。少しでも聞いていただき、それを広めていただければというのが現状。

→黒田会長：

人権講座受講者のアンケート結果は好評。実際に各家庭でもインターネットの利用で困っている方もいると思うので、他のPTAの方にも受講していただけると。何か広まるために考えてもらいたい。

→B委員：

これは平日でないのだめなのか。休みだと余計に参加者が減ってしまうか。講座に参加される方は、働いている方が多いと思う。そうすると、休日にできるのであれば、その方が受講者は増える可能性はあるのではないか。その辺りの難しいところはあるか。

→事務局：

全体からの声というわけではないが、休日は休日で予定があるということで、平日にしても休日にしてもあまり人数は変わらないのではという声もある。役員会が土曜日の学校もあり、土曜日に実施したこともあるが、特別参加者が多かったというわけではない。

→B委員：

関心がないということだろうか。

→事務局：

実際に聞いていただくと、先ほど会長もおっしゃられたように評価は高く、特にルール作り等の部分は「知らなかった」という感想もいただく。私たちももう少し魅力を感じてもらおう発信の仕方でご案内できればと考えている。

→B委員：

例えば、13人定員に対して7人や9人ということだと、会長が言われるように、非常にもったいないという感じはする。もちろん、アンケートを見てみると「良かった」という話がある。講座の実施時間を考えながら、多くの人に参加してもらえような方法をディスカッションして取組むと、もっと増えるのではと感じている。

皆さん家庭で忙しいと思うが、より多くの人に参加してもらい、「良かった」と言ってもらえる方がいい。その辺りのところはまた考えていただくようお願いしたい。

→水谷副会長：

私はスタートからこれに関わっているが、参加者数が少ないなと私自身も思った。この講座は、4つの学校にローテーションで校長へ依頼し、それぞれの学校の都合の良い日に実施してもらうシステムになっている。恐らく、人権推進課の方では、学校から決めてもらった日程で今もやっていると思う。

そのため、もう少し参加してもらえると良いのではということで、やはり学校の方へ、校長を通じてもっと宣伝してもらい、もっとたくさん人を集めようと、それくらいのことをやっていかないと広がっていかない。講座を聞かれると、後で感想は皆「良かった」と言われるが、講座自体に行かないという人が非常に増えてきて、もう一つは、共働き世帯も増えてきている。10年、

15年前の話と今とでは状況が異なる。そういった状況なので、やはり皆が出やすいところでやるというやり方が大事かなと思う。せっかくやるのだから、学校の方と、校長会の方と上手にやっていただくと良いかと思う。

→黒田会長：

B委員はPTAの皆さんの生活にもお詳しいと思うが、働き方の状況についていかがか。

→B委員：

午前中は出にくいと思う。パートの方であっても、15時まで働いている方もみえる。

→C委員：

わざわざ、講座のために日にちを設定するということになると、また出てこないといけなくなる。PTAが50~60人ほど集まれるような機会に、それと小一時間のこういった会を設定してほしいという形にすれば、横滑りで参加もできるのではないか。

→事務局：

学校にもご協力をいただいております、講座の後にPTAの会議があるような日程で組んでいただいているところは多いが、それでもこのような状況が生じているため、先ほど副会長からもご意見いただいたように、校長会等を通じて、改めてお願いしたいと思う。せっかく良い講座なので、たくさんの方に集まってもらえるようにしたい。

→黒田会長：

なるべく一人でも多くの方に参加していただけるような工夫等をまた学校と話をさせていただき、委員のご意見も頂戴して、その辺りのことを調整していただければと思う。

→B委員：

会合の後でこういった講座をやると、引き続きということが残ってくださる方もいると思う。時間を区切ると、例えば午前・午後と区分をすると恐らく帰ってしまうと思う。

→黒田会長：

PTA総会は各学校で今でも実施されているのか。そういった時はかなりの方がお見えになるのか。働いている方もたくさんいるので難しいと思うが、事務局としては、「聞いていただいて損は絶対にしない」「非常に参考になる」という意識でプッシュしてくださるとありがたい。

→事務局：

人数はわからないが、実施されていると思う。会議は出るが講座は参加されない方も少なからずお見えになる。先ほどの意見でもあったが、時間を区切ると帰られる方もいるかもしれない。

どの講座もだが、持って帰っていただけるものがある講師の方をお願いしているつもりではあるので、その辺りも事務局内でも話し合いながら、学校とも話していきたい。

D委員：

何とかして、保護者の方々に伝えていただけると、子どもたちの育ての助けになるのではと思う。この人数は、講師も勉強してみえているのに、講義していても張り合いがない。どこか一つまとめて大きな講演会をやっていただいた方が良いのではと思う。

→水谷副会長：

難しいかもしれないが、例えば「ここでこういった講演会をやるので、皆で来て欲しい」というようなやり方でも良い。私も現場にいた時、人権についての講演会が今度あるから50人集めて欲しいという連絡が来ていた。色々な場で講演会があるため、どうしても学校のPTAの皆さんが中心になってしまい、受ける方は「またか」となるかもしれないが、やり方の部分を変えても良いかと思う。

以前には、単発で市民全体に対する講座があった。「こういうことをやる」と周知したが、ある時私も参加したところ、5～6人しかいなかった。人を集めることは大変難しいことだが、外から講師を呼んで誰も来ていないのは寂しい。ある程度の人を集める仕組みを考えていくことも、長く同じような格好で講座をやっているのだから、その辺りも検討する時かなと思った。

→黒田会長：

別に「人権」というタイトルを入れる必要はない。「人権」と書いてあると、少し難しいと思われるかもしれない。中身は同じでもアピールできるようなタイトルを考えていただければと思う。

→A委員：

出席されている方は母親にウェイトを置いているので、父親が出てこられても良いし、そのためには曜日が重要。日曜日であれば男性にも来てもらえると思う。

→黒田会長：

日程が正直難しいと思うが、校長会等で話し合っただけであれば良いなと思う。

B委員：

先ほどの、集まっていた件について、授業参観の後は人が集められないか。以前はその後に、講演会やAEDの講習等をやっていた記憶がある。そういった機会にやってはどうかと思う。

→C委員：

交通安全指導等をやっている、子どもたちの色々な話を聞いていると、月に1回くらいは保護者の方が学校に来る機会を作りたいと意識している。私が立っている小学校はそういう形でやっているようなので、学校としても何らかの形で保護者の方に足を運んでもらいたいということは考えておられる。こういった講演会のようなものの企画を市でしていただくと、それに上手く乗っかることができる、良いチャンスだと考えてもらえる学校もあると思う。行事と一緒にやってもらえると思うので、多くの人に来てもらえるのでは。

→B委員：

勝手に我々の頭の中だけで考えておくだけではよくないので、学校と話をしながらということが一番良いと思う。こういった形を取れば一番参加が多いのかを話し合い、そこで教育委員会にも協力してもらおうという形を取った方が、多くの人に来てもらえるのではないかと。より一層良い形を取ってもらいたい。

水谷副会長：

令和7年度については、インターネットに関することを多くやっているが、他の課題もあると思う。今年は大変良かったのか。

→事務局：

事務局としても幅広く取扱いと考えている。PTAの役員の方々の場合は毎年変わられるし、特に子どもに関わる一番の当事者の方なので、今のような形にしている。

高校等については、ちょうど今、意向調査をしていて、日程調整等の事前準備を進めているところ。職員研修も含め、なるべく多くの課題、あまり聞く機会のないテーマというところで、講師選定をするようしている。

→黒田会長：

学校の場合だと、他に考えられるところとしては性的少数者や障がいのある人の人権か。

→事務局：

性的少数者や女性の人権のデートDV等、障がいのある人の人権など、実際に生徒が当事者となるものは毎年要望されることが多い。同じテーマばかりだと、在校生の方で内容が被ってしまうので、内容が被らないようにしつつ、意向調査の中で希望に添えるように工夫している。

→黒田会長：

同じ教室で学ぶケースが非常に増えてくると思うので、ぜひやっていただきたい。副会長がおっしゃる通り、色々な事情があるかもしれないが、広げていただくと、講師の先生ともつながりができると思う。

(2) 津島市人権施策推進プラン 2030 改訂版(案)について

○質疑応答

黒田会長：

プラン本編の 38 ページのグラフに書いてある「パートナーシップ宣誓制度」について、津島市では「ファミリーシップ宣誓制度」だったかと思うが、最近の利用状況はいかがか。

→事務局：

令和7年度から事業を開始し、証明には至っていないが1件相談がある。

→黒田会長：

証明は誰がするのか。また、証明されるための条件は何か。周知啓発の状況も教えていただきたい。

→事務局：

人権推進課へ申請をいただき、書類が整っていれば宣誓をしていただいて、人権推進課から証明書を発行する。

毎月、SNSとホームページを使用して「人権コラム」というものを、人権啓発として実施しており、ファミリーシップ宣誓制度については1月に取扱った。

→黒田会長：

新しい人権課題が毎年のように生まれてきている。パートナーシップ、ファミリーシップについても広報していただくと、市民の方が認知して問い合わせがある可能性が増えるかもしれないため、新しい人権課題については、積極的に取り上げていただくと良い。

人権の津島市では、こういったバラエティに富んだ人権施策を考えているということは、市民の方に理解していただけるのが一番良いと思う。新しいファミリーシップ宣誓制度も含めて、そういったことをやっていただきたい。

B委員：

同じ 38 ページのグラフで隣に書いてある「公共施設や店舗等のトイレや更衣室等について、性的少数者が利用しやすい環境を整備する」とあるが、これはどういうことか。

→黒田会長：

結構割合が高く、26.2%となっている。現在、女性用のトイレを増やそうという社会的な機運がある。確かに観光地に行っても、施設のホールに行っても、女性は並んでいて、男性は並んでいない、というところがある。そういうことを着目される時代になったのは、良いことだと思っている。

→事務局：

内閣府の通知で、市のイベント等においても、女性トイレの配置については利用者の比率に応じてしっかり整備するようにと通知が出ている。少しずつではあるがそういったところの配慮は市の施策の中でも進んでいくと考えている。事務局も、周知をしていきたいと考えている。

→黒田会長：

新しい施設であればそのような配慮ができる。既存の施設をどのように改良していくのかということは難しい。

→事務局：

新しい施設では、男性用トイレと女性用トイレが動くような形になっており、イベントの状況に応じて女性トイレが広がる、という事例もある。今後、様々なものが出てくると思う。

→黒田会長：

ジェンダーフリーのトイレも増えてくるとも予想できる。飲食店に行くと、ジェンダーフリーと書かれているのを目にすることがある。既存のトイレでも間仕切りをして、ジェンダーフリーという形で広げていくということも考えられると思う。

→B委員：

一般の方であまりご存じない方もいると思う。どのように周知するかが大切。

→A委員：

新しくできたショッピングセンターでは、お手洗いのドアの上の表示で男女がくっついているトイレは多い。

D委員：

同性同士のカップルなどが、宣誓し、証明される世の中になると想像できていなかった。

→黒田会長：

それを増やそうと思ったら、皆がそのような意識にならないと、そういったことで「あの人が・・・」と思わないことが一番大事。そういったことを思わないような社会を作るのが大切。当事者の方の講演も聞かせていただいたが、何のためらいもなく、当たり前だと思えるような社会になりたい。

→D委員：

周りがどうのこうの言うことではない。しかし、男性が好きになるのは女性というのが当たり前という感覚は今も社会的にある。その中で、例えば自分は女性で、女性が好きだという人が生きていくのは大変だと思う。

→E委員：

人権は、ここに来るたびに本当に難しいと感じる。昭和生まれの私たちがついていけないところがあり、考えを改めないと、と思う。一方で、ここへ来て、「そうか、自分たちがついて行けるものもあるな」と思っている。

人権は目に見えないが、色々な法律ができ、守られるようになってきている。私たちのような世代は新しい人権をあまり知らないが、お互いに大切にしなければならない。法律ばかりではなく、人と人との付き合いでも。

C委員：

今、ご説明をいただいた資料2の後ろについている男女共同参画プランの資料について、表記として違和感を覚えるものがある。2ページの右下の図の津島市の部分に津島市の計画があるが、

「津島市DV基本計画」というのは、表記としてどうか。国のものを見ると、「DV防止法」だし、愛知県も「DV防止基本計画」なので、「DV基本計画」ではなく「DV防止基本計画」ではないか。その隣は「津島市困難女性支援基本計画」とある。「困難女性」とは何かと思う。愛知県の表記を見ると、「困難な問題を抱える女性」となっている。「困難女性」は誤解を与えそうな短縮形になっている。

→黒田会長：

「DV防止基本計画」の方がより分かりやすいのではと思う。計画のタイトルは長くても、見て理解できるようなタイトルの方が良いと思う。DVを解消するためというタイトルに変えた方が良い。

→事務局：

「困難女性支援」については、法律名をそのまま使用しており、このような表記になっている。

「困難女性支援法」という略称の法律になっている。ただ、愛知県の方を見ると、より分かりやすい表記となっているのは確かにその通りだと思う。「DV基本計画」についても、既存の計画であるため、今後の改定のタイミングの際に、今ご指摘いただいたように名称を分かりやすい表記にしたいと思うので、参考にさせていただく。

→B委員：

この場でおかしいのではという話が出てくるということは、これを発行した時に、市民もおかしいのではと感じられるのではないかと思う。

→黒田会長：

そうすると、「津島市障がい者計画」も少し考えた方が良くかもしれない。

<事務局より>

⇒令和8年度第1回推進審議会は、令和8年6月26日（金）14時から4階大会議室にて開催を予定。

⇒令和8年度は本審議会の委員委嘱の更新年度になる。委嘱にあたり、推薦状を提出していただく必要があるため、4月に現在の委員に推薦状の様式をお送りする形を取り、人権推進課へ内容を記載して提出していただきたい。